

プロジェクト リース

項目 表示及び注記（借手の注記事項の構成）

### 本資料の目的

1. 表示及び注記については、下表の企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会において審議を行っている。本資料は、これまで審議を行ってきた注記事項に関して、注記を行う場合のイメージに合わせて注記事項を分類し、当該分類に合わせた文案イメージの検討を行うことを目的としている。

企業会計基準委員会	リース会計専門委員会
第 474 回（2022 年 2 月 21 日開催）	第 109 回（2022 年 2 月 10 日開催）
第 482 回（2022 年 6 月 29 日開催）	第 117 回（2022 年 7 月 4 日開催）
第 485 回（2022 年 8 月 23 日開催）	第 119 回（2022 年 8 月 24 日開催）
第 486 回（2022 年 9 月 6 日開催）	第 120 回（2022 年 9 月 5 日開催）
	第 122 回（2022 年 10 月 24 日開催）

2. 文案イメージについては別紙 1 にお示ししている。

### 事務局提案の要約

3. 本資料においては、次の事務局提案を行っている。
  - (1) 注記事項についてこれまでに聞かれた意見について、文案イメージの見直し等を行う。
  - (2) 注記事項について、財務諸表利用者の利便性を考慮し、それぞれ性質の類似する項目ごとに次の 4 つの項目に分類する。
    - ① 会計方針の注記
    - ② 区分表示の定めに対する補足情報
    - ③ 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

- ④ リース特有の取引に関する情報（セール・アンド・リースバック取引、サブリース取引等）

(3) 注記事項を4つに分類した場合と整合的に文案イメージを見直す。

### **聞かれた意見と聞かれた意見に対する事務局提案**

- 4. 第477回及び第485回企業会計基準委員会並びに第119回リース会計専門委員会において聞かれた意見とその事務局の対応方針は次のとおりである。

**(借手)**

#### **少額資産のリースに係る開示**

- 5. 少額資産のリースに係る費用の開示を求めないのであれば、リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額の注記についても、少額資産のリースを当該注記から除外してはどうかとの意見が聞かれた。
- 6. 前項の意見について、リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額の注記は、対象の会計期間中に損益計算書において計上されたリースにかかる費用とリースに関するキャッシュ・アウトフローを関連付けて翌期以降のこれらの金額の予測に役立てることを目的としていると考えられる。少額資産のリースに係る費用を個別に開示することは求めない提案としたことから、企業が少額資産のリースに係る費用の開示を行わない場合、リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額にも含めないことが適切であると考えられる。

#### **短期リースに係る費用の開示**

- 7. ストラクチャリングという観点で短期リースに係る費用を開示すべきことは理解できるが、作成者が当該開示を行うことの趣旨が理解できるように、結論の背景にその必要性を記載いただきたいとの意見が聞かれた。
- 8. 前項の意見については、短期リースについてはリース期間の判断で便法の対象となるかどうかの変更になることからストラクチャリングの対象となる可能性が相対的に高いと考えられることや金額的に重要性のあるリース負債がオフバランスとなる可能性があるという点から、開示を充実して利用者に有用な情報を提供することにより便益があると考えられる。また、同じ理由により国際的な会計基準と同等の開示を行わないことで我が国の財務諸表における信頼性が損なわれることが懸念される。結論の背景においても

その旨の記載を行うこととしてはどうか。

9. また、短期リースと少額資産のリースのいずれにおいても作成者のコストは同等に生じるため、短期リースの開示についても重要性の定めをおくことを検討いただきたいとの意見が聞かれた。
10. 前項の意見については、短期リースの開示の趣旨については、本資料第 8 項に記載のとおりであり、重要性の定めをおくことはストラクチャリングの機会を設けることになる可能性があると考えられること、また一般的な重要性の概念の適用を認めないとするわけではないことから、提案内容は変更しないとする事としてどうか。

### **短期リース及び少額資産のリースに係る費用の開示の取扱い**

11. 企業が賃借料としてリースの費用を計上している場合、賃借料から短期リースや少額資産のリースそれぞれのリース料を別個に抜き出して開示することは企業に負担となる可能性があるため、賃借料の当期発生額のうち、少額資産のリース料と短期リースのリース料合計での開示を求めることとしてはどうかとの意見が聞かれた。
12. 前項の意見について、少額資産のリースに係る費用については、重要性や実務上の便宜を勘案して開示を求めないことを提案しているが、少額資産のリースと短期リースとは、資産及び負債が貸借対照表に認識されていないリースである点で共通しており、リース料に関する情報を注記する目的も共通するものであると考えられる。企業がこれらのリースを区分して集計していない場合に、短期リースに係るリース料と少額資産のリースに係るリース料を合算した情報を提供することは、情報の有用性を損なうことなく実務上の負担を軽減することができると考えられる。したがって、区分して集計せず合計額を開示している旨を明らかにすることを条件に、当該取扱いを認める定めを設けてはどうか。なお、この場合、キャッシュ・アウトフローの開示は、リース料の開示と整合した開示を行うことが考えられる。

### **使用权資産の増加額の注記**

13. 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」で定めている非資金取引に関する注記が、使用权資産の増加額の注記の開示項目と類似する定めと考えられるため、重複等がないように整理する必要がないかとの意見が聞かれた。
14. 前項の意見について、キャッシュ・フロー計算書の注記事項で記載が求められる重要な非資金取引に関する注記と使用权資産の増加額の注記については、例えば、契約時に現金の支払が行われる場合等、必ずしも同一のものが対象になるとは限らないが、同一となる場合もあり得ると考えられる。仮に同一となる場合であっても、改正リース会計基

準においては、他の注記事項にすでに記載している情報については、これを繰り返す必要はなく、参照することができるとする定めを含めることを提案しており、キャッシュ・フロー計算書の注記を参照して使用権資産の増加額の注記は省略することも選択できるため、それぞれの基準において注記の定めを置くことが考えられるがどうか。

### 追加開示の例示

15. 「借手のリース活動の性質」の開示については海外の IFRS の開示ではリースが使用される目的が記載されている例がある。現状の文案では注記内容をイメージできないため例示等を記載した方がよいとの意見が聞かれた。
16. 前項の意見について、「借手のリース活動の性質」は、開示目的を達成するための追加開示の例示である。開示目的を達成するための追加開示については、各企業が企業の状況に合わせて、開示内容及び詳細を決定することで、利用者がリースの影響を評価するための有用な情報となると考えられる。例示の例を示すことで、多様な状況が想定されるリースについて、個別の事実及び状況を反映させることができなくなる可能性があり、ボイラープレートの開示となることも考えられる。したがって、追加の開示項目については、例の記載は行わないこととするがどうか。

## 注記事項の構成に関する事務局の分析と提案

### (借手の注記に関する検討)

17. 借手の開示については、これまでに以下の項目について注記の定めを置くことを提案している。詳細は別紙2「借手の注記の文案イメージ(見直し前)」にお示ししている。

注記内容	IFRS 第 16 号	改正会計基準案 (見直し前)
使用権資産の原資産ごとの残高	第 47 項(a)	第 19-2 項
リース負債の残高	第 47 項(b)	第 19-3 項
原資産の表示科目別の減価償却費	第 53 項(a)	第 19-4 項(1)
リース負債にかかる利息費用	第 53 項(b)	第 19-4 項(2)
短期リースに係る費用	第 53 項(c)	第 19-4 項(3)
リース負債に含めていない変動リース料に係る費用	第 53 項(e)	第 19-4 項(4)
サブリースによる収益	第 53 項(f)	第 19-4 項(5)
セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益	第 53 項(i)	第 19-4 項(6)

リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	第 53 項 (g)	第 19-5 項 (1)
使用権資産の増加額	第 53 項 (h)	第 19-5 項 (2)
セール・アンド・リースバック取引の主要な条件	第 59 項 (d)	第 19-5 項 (3)
リース負債の満期分析	第 58 項	第 19-6 項
開示目的に照らした追加の注記	第 59 項	第 18-8 項
指数又はレートに応じて決まる変動リース料に関する 例外的な取扱いを選択した場合のリース負債の額	NA	第 30-7 項
リスクを負わないサブリース取引の損益	NA	第 68-7 項
利息控除前の金額で計上した転リース取引	NA	第 73 項

### 会計方針の注記

18. 前項の注記においては、短期リースに係る費用に関する注記等、IFRS 第 16 号における重要性に関する定めを適用した場合の注記等を提案している。改正リース会計基準等においては、IFRS 第 16 号における便法に加えて、我が国における取引の経済実態をより良く表すためや、適用上のコストの観点から、IFRS 第 16 号と異なる会計処理の選択（現行のリース会計基準等における重要性に関する定め維持や、中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引に関する定め等）も認めている。これらの選択項目に関して特別な開示の提案はこれまで行ってきていない。
19. 改正リース会計基準等においては、次の項目について選択を認めることを提案している。

対象となる事項	注記が必要となる根拠	IFRS の定め		改正会計 基準案	改正 適用指針案 (見直し前)
		基準	注記		
IFRS 第 16 号と同様の定め					
契約全体についてリースを構成する部分として会計処理する選択	表示する科目ごとに会計処理を選択することができる。	第 16 項	—	第 7-7 項	第 4-8 項
短期のリースに関する簡便的な取扱い	リース期間が 1 年以内のリースにつき費用計上できる。	第 5 項	第 53 項	—	第 35 項 (1)

少額のリースに関する簡便的な取扱い	新品時におよそ 5 千米ドル以下のリースにつき費用計上できる (IFRS 第 16 号と異なるために記載の、契約書 1 件あたりのリース料が 300 万円以下のリースとの選択適用)。	第 5 項	第 53 項	—	第 35 項 (4)
<b>IFRS 第 16 号と異なる定め</b>					
<b>個別に注記を提案している項目</b>					
指数又はレートに応じて決まる変動リース料に関する例外的な取扱い	合理的な根拠がある場合、将来の指数又はレートの見積りに基づいてリース負債を計上することができる。当該処理を選択する場合、リース負債の貸借対照表計上額について注記を行う。	—	—	第 11-4 項	第 22-3 項 第 30-6 項 第 30-7 項
中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引	一定の要件を満たした取引について、中間的な貸手は、支払リース料と受取リース料の損益のみを計上できる。当該損益は、損益計算書で区分して表示するか又は金額を注記する。	—	—	—	第 68-6 項 第 68-7 項
利息控除前の金額で計上した転リース取引	リース債権又はリース投資資産とリース負債を利息控除前の金額で計上することができる。その場合は、リース債権又はリース投資資産とリース負債の金額を注記する。	—	—	—	第 68-8 項 第 73 項
<b>個別の注記を提案していない項目</b>					
使用権資産の償却	原資産の所有権が借手に移転すると認められるリ	第 31 項	—	第 12 項	—

	ース以外の償却方法は原資産と同一である必要はない。				
少額のリースに関する簡便的な取扱い	購入時に費用処理する基準額以下のリースにつき費用計上できる。	—	—	—	第 35 項 (2)
同 上	契約書 1 件あたりのリース料が 300 万円以下のリースにつき費用計上できる (IFRS 第 16 号と同様の便法である新品時 5 千ドル以下の基準との選択適用)。	—	—	—	第 35 項 (3)
リース期間に含まれない再リースの処理	再リースを当初のリースとは独立したリースとして会計処理することができる。	—	—	—	第 35-1 項
転リース取引	一定の要件を満たした取引について、損益を純額で計上できる。	—	—	—	第 68-8 項
使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の利子込法及び利息定額法の採用	使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合、利子込法及び利息定額法を採用することができる。	—	—	—	第 31 項 第 32 項
使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合 (連結財務諸表での判定)	連結財務諸表においては、重要性の判定を連結財務諸表の数値を基礎として見直すことができる。	—	—	—	第 33 項

20. これらの選択は会計方針の選択<sup>1</sup>であり、どの会計方針を「重要な会計方針」として注記すべきかについては、次の定めに照らして企業が判断を行うものである。

(1) 企業会計原則注解（注 1-2）

財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない。会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。

(2) 企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 4-4 項

財務諸表には、重要な会計方針を注記する。

21. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）においては、一部の会計方針について、自動的に企業会計基準第 24 号に定める「重要な会計方針」の定義を満たすものとして識別した。しかしながら、改正リース会計基準等においては、次の理由から、すべての企業について企業会計基準第 24 号に定める「重要な会計方針」として注記すべき項目と考えられる項目はないと考えられる。

(1) 企業によりリースの利用度合いは異なり、リースの重要性は異なる。

(2) 改正リース会計基準等における選択肢の多くは、重要性が乏しい場合を対象としている。

22. 一方で、「重要な会計方針」に該当するか否かにかかわらず、「リースに関する注記」として注記することが有用な会計方針があると考えられる。具体的には、企業による選択を注記することが、財務諸表利用者が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを評価する上で有用な会計方針について注記することが考えられるかどうか。

23. なお、前項の項目が、企業において企業会計基準第 24 号に従って「重要な会計方針」に該当する場合、当該会計方針は「リースに関する注記」において繰り返す必要はなく、「重要な会計方針」として注記を行い、当該注記を参照することになると考えられる。

24. 本資料第 19 項に示す選択項目のうち、企業による選択を注記することが、財務諸表利用者が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを評価する上で有用であると考

---

<sup>1</sup> 企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 4 項(1)において、「『会計方針』とは、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続をいう。」と定義している。



えられるため、「リースに関する注記」において会計方針として注記すべきと考えられる項目に関する事務局による分析は次のとおりである。

「リースに関する注記」において会計方針として注記することを求める項目

(1) 契約全体についてリースを構成する部分として会計処理する選択

当該選択は、原資産を貸借対照表において表示する場合の科目ごとに、契約全体についてサービス部分を含めてリースとして資産及び負債を認識することを認めるものである。原資産における表示科目別の使用権資産の帳簿価額についての注記を求めているため、財務諸表利用者は、企業が当該選択を行っていることを知ることにより、当該選択を行っている科目に関してサービス部分が含まれていることを知ることができ、科目別の使用権資産残高に関する分析を行うことも可能となるため、会計方針の選択の注記を行うことが考えられるがどうか。

(2) 指数又はレートに応じて決まる変動リース料に関する例外的な取扱い

指数又はレートに応じて決まる変動リース料については、契約上のリース料によりリース負債を計上することが原則であるが、合理的な根拠がある場合、将来の指数又はレートの見積りに基づいてリース負債を計上することができる。当該処理を選択する場合、リース負債の貸借対照表計上額について注記を行うこととなるため、財務諸表利用者は、会計方針の選択に関する注記に基づき当該リース負債に関する分析を行うことが可能になると考えられるため、会計方針の選択の注記を行うことが考えられるがどうか。

会計方針として注記することを求めない項目

本資料第19項のその他の項目については、重要性が乏しい項目か、あるいは、適切な場合にのみ選択できる項目であるため、一律に追加の開示を求めない提案を行っている項目である。これらの項目は、一般的に、会計方針を注記したとしても、財務諸表利用者が利用者独自で組替や調整等の追加の分析を行うことが困難な項目であると考えられ、会計方針として注記を一律に求める項目としないことが考えられるがどうか。なお、財務諸表利用者にとって有用であると考えられる場合に、これらの項目について会計方針として開示することは妨げられないと考えられる。

## 注記事項の分類

25. これまでの議論において、借手については、本資料第 17 項の注記の提案を行っている。これらの注記事項については、それぞれの注記事項における開示の目的に照らして分類を行い、利用者にとって理解しやすい形での注記となるよう、文案イメージを定めることが考えられる。事務局では、改正リース会計基準等で提案している開示項目について、その目的に照らして、次の 4 つに分類してはどうかと考えている。なお、リースに関する注記は独立の注記とすることを提案している。

### (1) 会計方針の注記

本資料第 18 項から前項までを参照

### (2) 区分表示の定めに対する補足情報

貸借対照表及び損益計算書において区分表示を行わない場合に注記を行う情報

### (3) リース特有の取引に関する情報（セール・アンド・リースバック取引、サブリース取引等）

リース特有の取引に対して具体的な会計処理が定めている項目について、リースが企業の財政状態又は経営成績に与えている影響を理解するための情報

### (4) 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

当期に新たに締結されたリースの金額と当期に支払われた金額に関する情報に基づき、当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

26. なお、リース負債の満期分析については、改正リース会計基準において区分して注記する旨の提案を行っている。リース負債の返済予定額については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第 4 項(5)が、社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債について、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記することを求めている。財務諸表利用者にとっては、リースの満期分析のみをリースに関する注記の中で注記するのではなく、他の金融負債の満期分析との比較で注記が行われることで利便性が高まると考えられるため、リース負債の満期分析は、リースに関する注記には含めないことが考えられる。

27. 注記項目における開示目的に照らし、借手の注記は次のとおりに分類することが考えられるかどうか。

定性的な注記	会計方針の注記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約全体についてリースを構成する部分として会計処理する選択</li> <li>・ 指数又はレートに応じて決まる変動リース料に関する例外的な取扱い</li> </ul>
定量的な注記（一部定性的な情報も含む）	区分表示の定めに対する補足情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用権資産及びリース負債の残高</li> <li>・ リースに係る損益（表示科目別の減価償却費、リース負債にかかる利息費用）</li> </ul>
	リース特有の取引に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期リースに係る費用</li> <li>・ リース負債に含めていない変動リース料に係る費用</li> <li>・ セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益及び主要な条件</li> <li>・ サブリース <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ サブリースによる収益</li> <li>➢ 中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引の損益</li> <li>➢ 利息控除前の金額で計上した転リース取引のリース債権又はリース投資資産とリース負債の額</li> </ul> </li> <li>・ 指数又はレートに応じて決まる変動リース料に関する例外的な取扱いを選択した場合のリース負債の額</li> </ul>
	当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額</li> <li>・ 使用権資産の増加額</li> </ul>

**（文案イメージの見直し）**

28. 本資料における検討を踏まえた文案イメージは別紙1のとおりである。

**ディスカッション・ポイント**

事務局の提案する、借手の注記に関する会計方針の追加及び分類並びに文案イメージについて、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上

## 別紙1 文案イメージ

(HP では非公表)

## 別紙2 借手の注記の文案イメージ（見直し前）

(HP では非公表)

以 上